

2025年6月

お客さま 各位

興産信用金庫

## 手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応に関するお知らせ（その2）

平素は興産信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

手形・小切手に関しましては、政府より公表された成長戦略実行計画に「2026年度末までに約束手形の利用廃止・小切手の全面的な電子化を図る」ことが盛り込まれており、全国銀行協会では「電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標に掲げております。

こうした状況を踏まえ、当金庫では、手形・小切手の全面的な電子化に向けて、下記の対応を実施いたします。

### 記

#### ◎ 手形・小切手の新規発行を停止いたします。

**2026年（令和8年）3月31日（火）のご依頼をもちまして、手形・小切手の発行受付を停止させていただきます。**

手形・小切手機能の電子化（「紙」による決済から電子的決済手段による決済）への移行は、お客さまとお取引先双方にとって「事務負担の軽減」「コストの削減」「紛失・盗難等リスクの軽減」などのメリットがある取り組みとなります。

当金庫では、電子的決済手段として、法人・個人事業主さま向けのインターネットバンキングやこうさん電子記録債権サービス（でんさい・でんさいライト）をご用意しておりますので、ご検討いただきますようお願いいたします。

#### 【ご相談・お問い合わせ先】

詳しくは当金庫お取引店舗までお問い合わせください。